

くまもと森都心プラザ創業支援室 使用者選考方法の概要

選考においては、選考委員会を設置し、以下の審査項目について、配点基準と評価ウェイトを元に採点します。

【審査項目】

(1) 事業計画

ア 事業内容

- (ア) このような事業をやりたいという、はっきりとしたコンセプトがあるか。
- (イ) 人を引き付ける事業であるか。
- (ウ) 地域に寄与する事業であると認められるか。

イ 実現性

- (ア) 実際の事業として実現する可能性はあるか。
- (イ) 現在の状況からみて、今後も継続可能な事業であると認められるか。
- (ウ) 取引先及び販売ルート等を確保し又は想定しているか。

ウ 成長性

- (ア) 今後の事業拡大及び収益増加等の成長性が見込まれるか。
- (イ) 対象となる市場は、成長しているか又は今後成長する可能性があるか。
- (ウ) 今後の人員計画で雇用増となる見込みはあるか。

エ 新規性

- (ア) アイデア、製品及びサービス等に、新しい魅力及び優位性等があるか。
- (イ) これまでにない発想及び視点による独創的な事業であるか。
- (ウ) 新たな市場をつくることができるか。

(2) 創業意欲及び経営者適性

- (ア) 目標とする事業実現への強い意欲及び熱意があるか。
- (イ) 事業に対する思いが人を引き付けるものであるか。
- (ウ) 事業遂行能力（発想力、決断力、柔軟性及び誠実性等）があるか。

【配点基準】

点数	配点基準
5点	優れている。
4点	概ね良好である。
3点	平均的である。
2点	劣っている。
1点	非常に劣っている。
不適格	不適格である。

【評価ウェイト】

審査項目		評価ウェイト	点数（満点）
(1) 事業計画	ア 事業内容	× 6	30点
	イ 実現性	× 3	15点
	ウ 成長性	× 3	15点
	エ 新規性	× 3	15点
(2) 創業意欲及び経営者適性		× 5	25点
合計			100点

【備考】

委員の評価点数平均点が60点に達しない応募者は、選考しません。また、各委員の配点において1項目でも「不適格」があった応募者は、選考しません。